

東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱

(平成 15 年 3 月 6 日 区長決定)
(平成 16 年 3 月 25 日 一部改正)
(平成 17 年 3 月 28 日 一部改正)
(平成 26 年 12 月 5 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区が、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、東京都板橋区管理通路条例(平成 7 年条例第 16 号)、東京都板橋区公共溝渠管理条例(昭和 28 年条例第 23 号)等に基づき管理する道路(水路、通路及び道路以外の公共物を含む。以下同じ)で、その敷地の所有権を板橋区が有しないもの(板橋区が道路の敷地として無償使用することについて所有者の承諾を得ている土地等をいう。以下「管理道路」という。)に係る区域確認事務を適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路管理区域確認 管理道路と管理道路に隣接する土地(以下「申請地」という。)について区域境を書面に表し、関係土地所有者が記名押印することにより確認することをいう。
- (2) 道路管理区域図 道路管理区域確認において確認した区域境を表した書面で、関係土地所有者が記名押印したものをいう。
- (3) 道路管理区域確認書 本条第 1 号により道路管理区域確認された道路管理区域図添付の文書により構成されたものをいう。
- (4) 実務取扱者 申請者が指定した道路管理区域確認に係る事務を代行する土地家屋調査士・測量士・測量士補その他土地の測量、図面の作成等の能力を有するものをいう。

(道路管理区域確認の実施)

第 3 条 板橋区長(以下「区長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは道路管理区域確認を行うものとする。

- (1) 土地所有者から区長に対し、道路管理区域確認の申請(以下「申請」という。)があり、第 8 条の規定により申請書を受理したとき。
- (2) 国、地方公共団体、国又は地方公共団体の外郭団体等が公共事業を施行するため、道路管理区域確認をする必要が生じた場合で、当該団体等から

申請があったとき。

- (3) 区長が道路を管理していくうえで、道路管理区域確認をする必要が生じたとき。

(申請者の範囲等)

第4条 第3条第1項第1号の申請をすることができる者は、申請地の土地所有者とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 申請地の土地所有者が法人場合 当該法人の代表者とする。
- (2) 申請地の土地所有者が死亡している場合 相続人全員とする。
- (3) 申請地が信託財産登記された信託財産である場合 委託者及び受託者両者の共同申請とする。
- (4) 申請地の土地所有者が未成年者の場合 親権者（法定代理人）とする。
- (5) 申請地の土地所有者が成年被後見人等の場合 成年後見人等（法定代理人）とする。
- (6) 申請地が共有地の場合 共有者全員とする。

(代理人)

第5条 申請から道路管理区域確認までに関する一切の権限について、申請人から委任を受けた者（以下、「代理人」という。）が申請者に代わって申請を行う場合は、委任状及び委任者、代理人それぞれの印鑑証明書を添付する。

- 2 現地での区域確認立会い・区域確認協議に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出する。

(実務取扱者)

第6条 申請者は、実務取扱者に、道路管理区域確認に必要な実務を申請者に代わって行わせることができる。

(申請)

第7条 第4条に該当する者が、道路管理区域確認の申請をしようとする場合には、「道路管理区域確認申請書」([別記第1号様式](#))を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請する場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、申請地の全部事項証明書に「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付する。

- (1) 全部事項証明書（土地）
- (2) 印鑑証明書・資格証明書等
- (3) 相続を証する書面（第4条第1項第2号の場合）
- (4) その他必要書類
- (5) 土地所有者調査書

- (6) 地図（公図）写し
- (7) 現況実測平面図
- (8) その他参考資料
- (9) 案内図

（申請書の受理）

第 8 条 区長は、申請があったときは申請書の記入事項及び添付書類を審査し、申請図書が揃ったときに申請書を受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書を受理しない。

- (1) 第 4 条の要件を欠く場合
- (2) 申請地について現に訴訟が係属中である場合
- (3) 申請地と管理道路が隣接していない場合
- (4) 申請地と管理道路との区域の境を特定する資料がない場合（板橋区が道路の敷地として無償使用することについて、所有者の承諾を得ている箇所を除く。）ただし、土地境界確定申請に併せて行う場合は、受理する。

（申請事項変更届）

- 第 9 条 申請書の受理後、申請記載事項に変更があった場合は、「申請事項変更届」（[別記第 2 号様式](#)）を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。
- 2 申請書の受理後、土地所有者に変更があった場合は、「土地所有者変更届」（[別記第 3 号様式](#)）を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。

（道路管理区域境の立会い）

- 第 10 条 申請者は、立会日時について、関係土地所有者に連絡しなければならない。この場合において、関係土地所有者に対し文書による通知が必要なときは、区長は「道路管区域確認のための立会いについて」（[別記第 4 号様式](#)）により通知をすることができる。

（道路管理区域図の作成及び提出）

- 第 11 条 申請者は、区長が別に定める道路管理区域確認図作成方法に基づき道路管理区域図を作成しなければならない。
- 2 申請者及び関係土地所有者は、道路管理区域図に立会場所、土地の地番、住所、氏名、立会年月日及び確認年月日を記入し押印する。ただし、遠隔地にいるため道路管理区域図に記名押印することが困難な場合は、「確認書」（[別記第 5 号様式](#)）の提出をもって、これに代えることができる。
- 3 申請者は、関係土地所有者から合意を得た道路管理区域図（原図）と複写図（道路管理区域確認書に必要な部数+1 部）を区長に提出しなければならない。

(現地標示された区域境の点の確認)

第 12 条 申請者は、前条の道路管理区域図を提出する前に、現地で区長の確認を受けなければならない。

(申請事案の決定)

第 13 条 区長は、申請者から道路管理区域図(原図)等の提出があった場合は、これを道路管理区域確認申請事案(以下「申請事案」という。)として文書で決定する。

(道路管理区域確認書の交付)

第 14 条 前条の規定により申請事案が決定したときは、区長は申請者及び関係土地所有者に道路の区域境を確認した旨の「道路管理区域確認書」([別記第 6 号様式](#))を交付する。

(申請書の取下げ)

第 15 条 申請者は、申請書を取り下げる場合は、「道路管理区域確認申請書の取下書」([別記第 7 号様式](#))を提出しなければならない。

(確認不調事案、確認不能事案の処理)

第 16 条 申請書の受理後、原則として 3 か月を経過しても現地における立会いが終了していない場合は、確認不調事案として処理する。

2 現地における立会いが終了した後、原則として 2 か月を経過しても申請者から第 11 条に定める道路管理区域図が提出されない場合は、確認不調事案として処理する。

3 現地における立会いにおいて協議した結果、道路管理区域確認について合意に至らなかった場合は、確認不調事項として処理する。

4 申請書の受理後、申請者が第 4 条に定める申請をすることができる者の要件を欠くこととなったときには、確認不能事案として処理する。

(書類の保存及び管理)

第 17 条 道路管理区域図は、電子データ化し保存する。

2 道路管理区域確認に係る完結文書は長期保存文書として保管する。

(国、地方公共団体等からの申請による道路管理区域確認)

第 18 条 第 7 条から前条までの規定は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する申請があった場合における道路管理区域確認について準用する。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、別に土木部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 板橋区道境界確認事務取扱要綱（平成 10 年 4 月 1 日区長決定）の第 1 号様式の2による道路管理区域確認申請書は、平成 15 年 6 月 30 日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 板橋区への国有財産譲与手続きが完了した道路管理区域確認申請は、土地境界確認申請があったものとみなす。

3 この要綱改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第 1 号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 この要綱の改正前の第 1 号様式による申請は、平成 16 年 6 月 30 日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第 1 号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この要綱の改正前の第 1 号様式による申請は、平成 17 年 6 月 30 日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第 1 号様式から第 5 号様式の用紙で、現に残存するものは、平成 27 年 3 月 31 日まで取り繕って使用することができる。

板橋区長
(あて先)

土地所有者
住所
氏名
電話 ()

実印

実務取扱者
住所
氏名
担当者
電話 ()

印

道路管理区域確認申請書

私所有の下記土地と隣接する道路（道路水路等）の区域境（地図朱線の箇所）を現地で確認のうえ、道路管理区域の確認をお願いします。

記

- 1 土地の所在・地番 板橋区 番
- 2 申請目的 (1) 分筆 (2) 地積更正 (3) 売買 (4) 物納 (5) 贈与 (6) 建築確認 (該当するものに○) (7) 開発許可 (8) その他 ()
- 3 添付書類
 - (1) 全部事項証明書（土地）
 - (2) 印鑑証明書・資格証明書（法人による申請）
 - (3) 相続を証する書面（相続人による申請）
 - (4) その他必要書面 ()
 - (5) 土地所有者調査書
 - (6) 地図（公図）の写し _____
 - (7) 現況実測平面図
 - (8) その他参考資料 ()
 - (9) 案内図

1部

2部

1部

* 板橋区が管理する道路（水路・通路を含む）であることを確認のうえ、申請してください。この申請書では、道路敷地の無償使用承諾を受けている土地等についてのみの申請となりますので事前にこの申請で適切かどうかを調査のうえ、申請してください。

課長	文書主任	係長	担当	受理	平成 年 月 日
				東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱第8条規定に基づき申請書を受理します。	

申請書の添付書類は、以下の事項に注意してください。

3 添付書類

(1) **全部事項証明書（土地） 原本**

発効日から**3ヶ月以内のもの**を添付してください。

全部事項証明書と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、**住民票・戸籍の附票・商業登記簿抄本・住居表示変更証明書**の「写し」等のいずれかの住所の沿革が判明できる資料を添付してください。

(2) **印鑑証明書・資格証明書等 原本**

発効日から**3ヶ月以内のも**ので、法人の場合は、印鑑証明書に加え、**商業登記簿抄本又は資格証明書、代表者事項証明書**のいずれかを添付して下さい。

(3) **相続を証する書面**

相続人関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名の記入押印のうえ添付してください。相続人が複数の場合は、別紙により**相続人全員**で申請してください。

確認のため、被相続人からはじまる**戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書、裁定書・その他の写しと原本**を持参してください。原本は確認後お返しします。

(4) **その他必要書面**

- ① 未成年者、成年被後見人等の場合は、法定代理人を証する書面（写し）。
- ② 共有地の場合は、共有者全員の印鑑証明書（原本）。
- ③ 信託財産の場合は、委託者及び受託者を証する書面（写し）。
- ④ 差押、裁判所競売開始決定の場合は、債権者又は申出人の同意書（原本）。
- ⑤ 権利関係が複雑な場合は、当事者能力を有することを確認できる書面（写し）
(例：破産管財人証明、その他裁判所の審判・判決・和解調書等)
写しの場合は、必ず原本を持参して下さい。原本は確認後お返しします。

(5) **土地所有者調査書**

申請地の両隣及び道路水路等を挟む反対側の土地（向こう三軒両隣）の土地登記簿を調査し、下記にもとづき土地所有者調査書を作成し添付してください。

なお、登記簿と住民登録の住所が相違する場合は、両方記入してください。

土地所有者調査書（申請者から順に）調査年月日 平成 年 月 日
調査者氏名 印

土地所在	地番	地目	地積	登記年月日	所有者名	土地登記簿の住所

(6) **地図（公図）写し**

法務局（登記所）備付けの地図（以下「公図」）で発行から3カ月以内の「原本」又は「原本を写したもの」を添付してください。

公図は広範囲に謄写し、**向こう三軒両隣**の土地所有者名、町名、縮尺、方位、法務局名、調

査年月日を記入したうえで、**調査者氏名の記入と押印**をしてください。

調査者の氏名と押印は、法務局登記官公印のある公図の場合は不要です。

申請地の箇所を赤色で表示し、近隣に参考となる土地境界図等がある場合は、その確定・確認箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。

(7) **現況実測平面図**

平面図は、申請地を含む周辺の道路水路等の現況（L型溝、ブロック塀、境界石等）を測量し、現況幅員、土地の地番、方位等を記入した現況実測図（縮尺 1/250 を標準）を作成し、調査年月日、調査者氏名を記入のうえ押印してください。

また、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点、延長、幅員等を記入してください。

(8) **その他参考資料**

必要に応じて、旧公図写し（道路水路等の着色がある場合は着色）、向こう三軒両隣の地積測量図等を添付してください。

また、参考となる資料や図面等がありましたら、その名称を申請書の表に記入し、その写しを添付してください。

(9) **現地案内図**

住宅地図等の案内図を添付してください。申請箇所には赤色で表示をしてください。

◎ **申請書の取り扱い**

申請書の受理後に、次の事項に該当する場合は、申請書をお返しいたします。

- (1) 申請書受理後、申請者の要件を欠くことになった場合。
- (2) 申請書受理後、3ヶ月を経過しても現地立会いが終了しない場合。
- (3) 立会い終了後、2ヶ月を経過しても道路管理区域図の提出がない場合

◎ **現地標示された区域境の点の区による現地確認**

道路管理区域図（下図）にもとづき、現地に標示された区域境の点や引照点の距離を実務取扱者の方に実測していただき、所定の誤差範囲であるかどうか確認させていただきます。

◎ **道路管理区域図及び複写図の提出**

現地確認終了後に、道路管理区域図作成方法に基づき道路管理区域図（長期保存に適した普通紙）を作成し、**道路管理区域図1部及び複写図**を提出していただきます。

複写図の提出部数は、道路管理区域確認書交付に必要な部数+1部です。

◎ **申請書の提出先及び問合せ**

〒 173-0004 板橋区板橋二丁目 65 番 8 号 仮庁舎(MSビル4F)
板橋区 土木部 管理課 境界測量係
電 話 03-3579-2507 (ダイヤルイン)

平成 年 月 日

板橋区長様

申請者

〒

住所

氏名

実印

電話 ()

申請事項変更届

この度、当初申請書の記載事項のうち () について変更しましたので 関係書類を添えて届けます。

記

1 変更前

2 変更後

3 変更年月日 平成 年 月 日

4 変更理由

5 提出書類 印鑑証明書、資格証明書(法人)、登記事項証明書(土地) 公図等、変更事項の確認ができるもの

6 文書番号 板土管 第 号

課長	文書主任	係長	担当

別記第3号様式

平成 年 月 日

板橋区長様

新土地所有者

住所

氏名

実印

電話 ()

土地所有者変更届

この度、別添の書類のとおり下記土地の所有権を取得しましたので、前所有者が申し出た「道路管理区域確認申請書」により、引続きの手続きをお願いいたします。

記

1 土地の所在・地番

2 前土地所有者

3 所有権変更登記年月日 平成 年 月 日

4 提出書類

①印鑑証明書、資格証明書（法人）

②登記事項証明書（土地）等

③その他（参考資料）

各1通

課長	文書主任	係長	担当

第4号様式

土管 第 号の
平成 年 月 日

様

板橋区土木部管理課長 印

道路管理区域確認のための立会いについて

板橋区 丁目 番の土地所有者 様から、
板橋区が管理する道路（通路・水路）の区域確認の申請があり、現地において
立会いを行なうことになりました。

つきましては、あなたの所有する下記土地との境界について確認が必要とな
りましたので、お手数ですが立会いをお願いします。

また、立会いの参考となる図面等がありましたら当日ご持参ください。

記

- | | | | | |
|---|------|-------|-----|---|
| 1 | 立会場所 | 板橋区 | 丁目 | 番 |
| 2 | 立会日時 | 平成 年 | 月 日 | |
| | | 午前・午後 | 時 分 | |

連絡先

〒173-0004 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区土木部管理課境界測量係
担当
電話 03(3579)2507

第5号様式

(あて先) 板橋区長

土地所有者

住所

氏名

印

確 認 書

私が所有する下記土地と、隣接する板橋区が管理する道路（水路・通路）との区域の境界は、別添図面に表示のとおり確認します。

記

1 土地所在・地番

板 橋 区

番

2 立 会 日 平成 年 月 日

3 記名押印日 平成 年 月 日

注意：別添図面とは契印願います。

様

板橋区長

道路管理区域確認書

現地において立会いを行ったあなた様の下記土地と板橋区が管理する道路（水路・通路）との区域の境界は、別添道路管理区域図(写)のとおり確認しました。

記

土地所在・地番

板橋区

番

平成 年 月 日

(あて先) 板橋区長

住所

氏名

実印

道路管理区域確認申請書の取下げ書

平成 年 月 日付けで提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する板橋区が管理する道路（水路・通路）との道路管理区域確認申請書は、都合により取下げます。

記

土地所在・地番

板橋区

番